

## 公社等見直し実行計画の取組状況

公社等外郭団体の今後の見直しの方向性（H20.3）	1
1 福島県土地開発公社	2
2 （財）福島県青少年育成・男女共生推進機構	4
3 （財）福島県観光物産交流協会	6
4 （財）福島県農業振興公社	8
5 （社）福島県林業公社	11
6 （財）福島県きのこと振興センター	16
7 福島県住宅供給公社	18
8 福島県道路公社	20
9 （財）福島県下水道公社	26
10 （財）福島県自然の家	28

平成 20 年 6 月

福島県行財政改革推進本部  
（公社等外郭団体見直し部会）

## 公社等外郭団体の今後の見直しの方向性

実行計画の策定等を要する公社等（11団体）	
公社名	今後の方向性（実行計画策定内容）
1 実行計画を新たに策定する公社等（1団体）	
(財)福島県青少年育成・男女共生推進機構	今後の公社のあり方を踏まえた経営計画の策定とその着実な実行
2 現行の実行計画を修正する公社等（5団体）	
(財)福島県観光開発公社	観光三団体統合により新たに発足する「(財)福島県観光物産交流協会(仮称)」の中長期的な経営計画の策定
(財)物産プラザふくしま	
福島県住宅供給公社	解散までの着実な業務整理及び清算法人のあり方の検討
(財)福島県下水道公社	民間一括委託方式の段階的導入を踏まえた公社のあり方等の抜本的な検討・見直し
(財)福島県自然の家	公社のあり方の基本の方針に基づく見直しの実施
3 現行の実行計画を継続する公社等（5団体）	
福島県土地開発公社	「経営方針」に基づく着実な債権回収等の実行
(財)福島県農業振興公社	「第三次経営合理化計画」等に基づく主体的な取組みの実行
(社)福島県林業公社	「改訂第2次改善計画」等に基づく主体的な取組みの実行
(財)福島県きのこ振興センター	産地形成の目標年次である平成23年度を視野に入れた公社のあり方等の見直し
福島県道路公社	有料道路に係る将来の管理方法等の検討 公社運営や組織体制のあり方等についての抜本的な検討・見直し

実行計画の策定を要しない公社等（10団体）	
公社名	今後の方向性
(財)ふくしま自治研修センター	シンクタンクふくしまの機能再編に伴う研修部門との一体的な取組の実行
(財)福島県国際交流協会	「運営基本計画」に基づく主体的な取組みの実行
(社福)福島県社会福祉事業団	主体的・自立的な改革の継続
(財)福島県栽培漁業協会	「経営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)福島県産業振興センター	「中期経営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団	経営計画等の策定による主体的・自立的な取組みの推進
(財)ふくしま市町村建設支援機構	再生計画（アクションプログラム）の着実な実行
(財)福島県都市公園・緑化協会	「中期経営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)福島県文化振興事業団	「運営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)ふくしま海洋科学館	「中期経営計画」に基づく主体的な取組みの実行

## 公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	福島県土地開発公社	担当組織名	企画調整部 土地・水調整課
-----	-----------	-------	---------------

### 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】 土地開発公社の「経営方針」に基づく着実な取組み

今後の在り方の実現方策を取りまとめた「経営方針」に基づいて、適正な債権管理や組織・人員体制の合理化を着実に推進する。

【今後の在り方の骨子】（平成17年3月25日公社等外郭団体見直し部会決定）

新規事業に着手せず、継続事業及び債権管理のみを行い、業務量に見合った組織・人員体制の合理化を進めていく。

### 《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 目的を達成するため、次の業務を行う。
  - 一 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
    - ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
    - イ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公共施設の用に供する土地
    - ウ 公営企業の用に供する土地
    - エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地
    - オ 観光施設事業の用に供する土地
    - カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
    - キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
    - ク 航空機の騒音により生じる障害を防止し又は軽減するために特に必要な土地
  - 二 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。
  - 三 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項第一号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第二号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設及び公共施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。
- 3 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得あつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

### 進 行 管 理 体 制

企画調整部土地・水調整課を中心に、関係部局等との調整を適宜行いながら、進行管理を行う。

運営状況など全般的な事項については、県が毎年度1回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による統一的・客観的な点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

【目標 土地開発公社の「経営方針」に基づく着実な取組み】

1 適正な債権管理

ア 土地開発公社を設置する地方公共団体への国の新たな支援策を活用するためにまとめた「公社経営健全化計画」に基づき、着実な土地の処分を行った。(県：H20.3) 【計画どおり実施】

経営健全化の期間等 : 平成18年度から5年間で、県の委託により先行取得した用地(総額約164億円)を県が再取得。

経営健全化の基本方向: 公社保有土地のうち、供用済み土地について、県が起債措置による再取得を行いながら、公社の経営の健全化を推進する。

平成19年度の実績 : 平成19年度は、福島空港公園用地(約32億円)について、県が起債措置により再取得。

(平成18年度実績: 福島空港公園用地 約32億円)

イ 土地開発公社の主体的・自主的な経営の確立に資するための中期的な経営の方針である「公社経営方針」に基づき、適切な経営に努め、本宮市工業等団地造成事業に係る未収金については、県及び金融機関の協力により実効性のある償還計画を策定し、債権の着実な回収を図った。

また、県の要請を受け実施中の「常磐自動車道に係るあっせん事業」については、早期にかつ円滑に用地取得を実施できるよう、業務量に応じた適切な人員・組織を整備するため、「公社経営方針」を一部修正した。(公社：H20.3) 【計画どおり実施】

経営方針の実施期間 : 平成18年度から概ね5年程度

経営方針の基本的な方向

- (1) 主体的・自立的な公社経営の確立
- (2) 業務量に応じた組織体制の確立
- (3) 償還計画の適切な進行管理と着実な回収
- (4) 効率的な資産運用と経費の削減による健全経営の確立

引き続き、「公社経営方針」に基づき、適切な経営に努めるとともに、「経営健全化計画」等により着実な債権回収を行う。

2 組織・人員体制の合理化

「常磐自動車道」の早期開通の方向性が示されたことから、早期にかつ円滑に用地取得を実施できるよう原町支所を存続させ、必要な人員を配置し、派遣職員で対応した。

(県・公社：H20.3)

【情勢変化に即応し実施】

また、今後の業務量に応じた、組織・人員体制の合理化を図り、緊急に職員が必要な場合は、常勤嘱託員で対応する。

なお、他団体との管理部門統合については、引き続き検討を進めることとする。

<b>団体名</b>	財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構	<b>担当組織名</b>	生活環境部 青少年育成室 人権男女共生課
------------	-----------------------	--------------	-------------------------

### 基本的方向を踏まえた改革目標

**【目標1】 今後の公社のあり方を踏まえた経営計画の策定**

経営計画期間（5年）及び成果指標（施設利用者数等）の設定によるマネジメントサイクルの構築  
 効率性・経済性を踏まえた財政基盤の安定への取組み

青少年育成団体及び地域ボランティア等との連携による青少年育成事業の新たな取組み

青少年会館と男女共生センターとの連携強化

**【目標2】 経営計画の着実な実行**

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 福島県青少年会館を設置及び管理運営し、並びにこの会館を青少年活動に関する集会、宿泊その他の用に供すること。
- 2 福島県男女共生センターの管理運営を行うこと。
- 3 青少年及び男女共同参画に関する講演会及び研究集会を開催すること。
- 4 青少年及び男女共同参画に関する調査、研究、資料の収集及び図書の刊行等を行うこと。
- 5 青少年の健全育成及び男女共同参画社会の形成のための事業を行うこと。
- 6 その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

### 進 行 管 理 体 制

公社内に設置した「経営計画策定委員会」により、経営計画の検討と策定を行う。

公社と県等（出資者）による評価機関等により、経営計画の評価及び検証を行う。

## 平成19年度の取組実績と今後の取組み

### 【目標1】今後の会社のあり方を踏まえた経営計画の策定

#### 1 経営計画の検討・策定（公社 19年度）

マネジメントサイクルの基本となる経営計画について、公社が主体的に検討し策定する。

平成19年度

「経営計画策定委員会」において経営計画の検討を行い、平成20年3月25日開催の理事会で本計画が決定された。

#### 検討状況

19年 9月 経営計画策定委員会設置

第1回会議（議題：策定委員会における検討項目及び今後のスケジュール）

19年 10月 第2回会議（議題：計画骨子案の検討）

19年 11月 第3回会議（議題：計画骨子案の検討及び調整）

19年 12月 第4回会議（議題：計画素案の検討）

20年 1月 第5回会議（議題：計画素案の検討及び調整）

20年 3月 第6回会議（議題：計画素案の最終調整）

20年 3月 理事会において計画を決定

#### 経営計画の概要

##### 1 計画期間

平成20年度から平成24年度までの5年間

##### 2 経営方針

- ・青少年会館と男女共生センターの特徴や専門性を生かした事業推進及び共通理念に立った連携事業構築等の新たな展開
- ・効率性や経済性を踏まえた財政基盤の安定への取組み
- ・コンプライアンス態勢の確立

##### 3 事業計画

- ・両施設の連携事業の構築及び相互活用の取組み
- ・青少年育成団体及び地域ボランティア等との連携による青少年育成事業の新たな取組み
- ・男女共同参画に関する情報提供、自立促進及び交流関連事業の実施

---

### 【目標2】経営計画の着実な実行

#### 1 経営計画の着実な実行（公社・県等 20年度～）

公社が策定した経営計画に基づき、新たな取組みを着実に実行するとともに、定期的に経営計画の評価及び検証を行う。

平成20年度

- ・今後の会社のあり方について具体的な検討を加え、経営計画に反映させる。
- ・公社と県等（出資者）による評価機関等を設置し、定期的に経営計画の評価及び検証を行う。

団体名	財団法人福島県観光物産交流協会	担当組織名	商工労働部 観光交流局 観光交流課
-----	-----------------	-------	-------------------

**基本的方向を踏まえた改革目標**

**【目標】経営計画の策定**

(財)物産プラザふくしま、(財)福島県観光開発公社及び(社)福島県観光連盟の統合により誕生した(財)福島県観光物産交流協会が、安定した財政基盤を確保するとともに、本県経済の発展に貢献する組織としての地位を確立するという目標達成のため、中期的な経営計画を策定する。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- ( 1 ) 県内の観光と物産の振興
- ( 2 ) 国内外からの観光客の誘致促進
- ( 3 ) 観光、物産に携わる人材の育成、確保及び資質の向上
- ( 4 ) ふるさと産品の開発、育成及び相談指導
- ( 5 ) ふるさと産品の普及宣伝及び販売
- ( 6 ) 地方公共団体等が所有する観光施設等の管理
- ( 7 ) 観光施設等の建設、管理及び処分
- ( 8 ) その他目的を達成するために必要な事業

**進行管理体制**

経営計画を決定権限を有する役員が、検討の過程においても随時参画、関与する。

公益事業に関しては、県の方針との調整を行う。

経営計画の実行状況に関しては、協会自らが主体的に進行管理する中で評価、見直しを行っていくが、県としても協会の運営状況を定期的に調査するなどしながら、必要に応じた助言等を行う。

## 平成19年度の取組実績と今後の取組み

【前実行計画の目標】 三団体の統合（物産プラザふくしま、観光開発公社、観光連盟）の統合  
19年度の実績

（財）福島県観光開発公社、（財）物産プラザふくしま及び（社）福島県観光連盟の三団体を統合し、平成20年4月1日に（財）福島県観光物産交流協会を発足させた。

【計画どおり実施】

【目標】 経営計画の策定

### 1 経営計画(骨子)の策定（実施主体：協会、実施年月：20年9月まで）

協会事務局において、経営計画（計画年度：平成21年度～）を策定する。

20年9月までに骨子を取りまとめ、平成21年2月（予定）の理事会において最終決定する。

なお、着手可能な事項については、20年度後半から随時実行する。

〔主な項目〕ア 観光と物産の具体的連携方策

イ 公益事業の適切な実施

ウ 収益事業における収益性の向上

エ 経費削減策の実施

オ 新公益法人制度への対応

### 2 経営計画の着実な実行

（実施主体：協会、実施年度：21年度～、一部着手可能な事項は20年度後半～）

上記経営計画の着実な実行を図るとともに、定期的な評価、検証、見直しを行う。（PDCAによる不断の経営改革の実施）

### 3 20年度の取組内容

安定した財政基盤を確保するとともに、本県経済の発展に貢献する組織としての地位を確立するため、平成21年度以降の中期的な経営計画を策定する（20年9月を目途に骨子作成し、21年2月理事会で最終決定予定）。

経営計画の実行は、基本的に21年度以降の取組みとなるが、骨子作成後、着手可能な事項については、随時実行していく。

#### 経営計画策定スケジュール（案）

20年6月	観光物産交流協会業務連携会議の設置 第1回会議（新体制での課題の抽出）
7月	第2回会議（課題への対応策検討）
8月	第3回会議（課題への対応策とりまとめ）
9月	第4回会議（骨子とりまとめ）
10月～12月	第5回～第7回会議（骨子の内容調整、着手事項の進行管理）
21年1月	第8回会議（最終調整）
2月	理事会にて最終決定



団体名	財団法人福島県農業振興公社	担当組織名	農林水産部 農林総務課
-----	---------------	-------	-------------

**基本的方向を踏まえた改革目標**

**【目標 1】第三次経営合理化計画に基づく取組み**

第三次経営合理化計画（平成 19 年 3 月策定）に基づき、次の各事項に取り組み、累積欠損金（18 年度末で約 481 百万円（見込み））を平成 23 年度末までに約 351 百万円（ 130 百万円）に縮減する。

より一層の経費節減を図る。

農地保有合理化事業等手数料の増収を図る。

**【目標 2】長期保有地の処分**

開発関連長期保有地や一般長期保有地の早期処分に向けた具体的な措置を講ずる。

開発関連長期保有地・・・市町村からの申出書等に基づいて買い入れた未墾地又は造成して農地等とした土地で長期間保有しているもので、借入金があるもの。

一般長期保有地・・・規模拡大農家に売り渡す目的で買い入れた農地で長期間保有しているもので、借入金があるもの。

《寄附行為上の事業内容》

- 1 農地保有合理化事業等に関する事。
- 2 農業構造の改革に資する事業に関する事。
- 3 就農支援資金等の貸付及び就農の支援促進等に関する事。
- 4 特定鉱害復旧事業等に関する事。
- 5 農業の振興に関する調査研究及び啓発、宣伝

**進 行 管 理 体 制**

農業振興公社の第三次経営合理化計画（平成 19 年 3 月 27 日策定）については、計画策定に関係した農林総務課、農業振興課、農業担い手課及び農業振興公社において進行管理を行う。

運営状況については、県が毎年度 1 回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的実施し、必要に応じて県が助言等を行う。

平成19年度の取組実績と今後の取組み

【目標1 第三次経営合理化計画に基づく取組み】

累積欠損金を平成19年度から平成23年度末までに130百万円縮減

〔累積欠損金の縮減実績〕

(単位：百万円)

年 度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計	備 考
実行計画	26	26	26	26	26	130	
実 績	26						
実績(累計)	26						

平成19年度実績については、見込みの数値(以下同様)

1 経費の節減(公社)

実行計画の内容	実績
5年間、役職員年間給与を年間約5,000千円節減	約5,210千円節減
事務補助員雇用月数を平成13年度の約2分の1に削減し、雇用経費を年間約2,200千円節減	約2,331千円節減
定年退職者の補充を嘱託職員を雇用して賄う	定年退職者2名の補充について、1名を嘱託雇用、1名を嘱託再雇用により対応
5年間、県内日帰出張の旅費(日当)非支給：年間1,300千円節減	約1,664千円節減

【概ね計画どおり実施】

2 収入の確保(公社)

農作業受委託手数料及び農地賃貸借手数料により、年間約6,960千円の手数料増収を図る

( 実績：約8,394千円)

【計画どおり実施】

3 県の助成措置(県)

公社が県行政の補完的業務にのみ取り組むこと及び経営合理化を進めていくことを踏まえ、所要の助成措置を実施 ( 実績：約182,827千円)

【計画どおり実施】

## 【目標2 長期保有地の処分】

### 〔長期保有地の状況〕

区 分	H19.3末第三次実行計画 策定時保有面積 a	H19中処分面積 b	H19中増加面積 c	H20.3 末面積 (a-b+c)
開発関連長期保有地	47.6ha	0.0ha	0.0ha	47.6ha
郡山市郡山東部地区	26.9ha	0.0ha	0.0ha	26.9ha
会津若松市大戸地区	9.1ha	0.0ha	0.0ha	9.1ha
相馬市磯部地区	4.0ha	0.0ha	0.0ha	4.0ha
相馬市柚木地区	7.6ha	0.0ha	0.0ha	7.6ha
一般長期保有地(9市町村)	17.4ha	0.3ha	1.1ha	18.2ha
その他の長期保有地	0.24ha	0.01ha	0.0ha	0.23ha
相馬市磯部地区	0.04ha	0.01ha	0.0ha	0.03ha
相馬市和田地区	0.2ha	0.0ha	0.0ha	0.2ha

#### 1 開発関連長期保有地の処分策

関係機関（県、関係市）と協議し、公用、公共用等、他用途利用も視野に入れた具体的有効利用方策を検討のうえ早期処分に努める。

売渡価格は、公社の規定に沿った価格を基本とするが、近年の地価動向や近傍価格等も勘案し、引き続き柔軟な対応も検討する。

売渡に当たっては、差損対策や支援対策等について、引き続き関係機関（県、関係市）とも協議しながら処分に努める。

#### 2 一般長期保有地の処分策

市町村農業委員会等と協議しながら、売渡先の掘り起こしを行い、早期処分に努める。

売渡価格は、公社の規定に沿った価格を基本とするが、近年の農地価格動向や近傍価格等も勘案し、柔軟な対応も検討する。

農地価格の下落等に備えるための売買事業損失引当金の積み増しを行う。

19年度実績：約1,280万円の積み増し

売渡差損補填の制度（補助金）や引当金の状況を勘案して早期売渡を進める。

#### 3 その他の長期保有地

実質的に処分が完了し、残地（道水路）について処分協議中である。

団体名	社団法人 福島県林業公社	担当組織名	農林水産部 森林整備課
-----	--------------	-------	-------------

### 基本的方向を踏まえた改革目標

#### 【目標 1】森林施業の見直し

公社造林の公益的・多面的機能の高度・持続的発揮、造林木の材価安定・向上のため、森林施業について次のとおり見直す。

区 分	管理育成	契約期間	伐採方法	返還方法	分収方法
現 行	生産林特化	60年	皆伐	裸地	換金
見直し後	針広混交林	80年	択伐	未伐木は返還	換金及び材積

#### 【目標 2】抜本的な収支改善策の取り組み

材価等が現状で推移した場合、平成80年度時点で、約372億円の損失が見込まれることから、公社自らの改善策、県の支援による改善策、及び土地所有者の協力による改善策を実施することにより経営改善を図る。

##### 《経営改革による長期収支改善策の概要》

区 分	取組内容	改善効果 (億円)
公社自らの改善策	管理費等削減、及び木材販売対策強化	30
県の支援による改善策	公庫借入金の繰上償還に伴う無利子貸付の実施、公庫新規借入中止	138
土地所有者の協力による改善策	現行分収契約(割合)を[公社80:土地所有者20]に変更(ただし、市町村有地は[公社90:市町村10]に変更)	106

##### 《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 造林又は育林及び伐採に関する事業
- 2 森林の造成及び施業の受託に関する事業
- 3 分収造林及び分収育林制度の促進に関する事業
- 4 森林、林業に関する普及啓発事業
- 5 林業の経営、技術の指導等林業の振興に関する事業

### 進 行 管 理 体 制

平成18年5月に開催予定の通常総会において、改革目標を織り込んだ第2次改善計画変更の承認を得、平成18年度中に計画期間の延長を含め現分期計画(期間:平成15~19年度)の見直しを行う。

また、平成80年度を目標とした長期計画であることから、見直し後の現分期計画以降においても原則として5年を一期とする分期計画を策定する。

公社の進行管理委員会において、第2次改善計画・同分期計画に基づく改善内容、及び分収割合変更を

含めた業務内容の進行管理を行う。

第2次改善計画を含めた分期計画の実施状況について、毎年ホームページ等により公表する。

県は、運営状況について毎年度1回調査を行うとともに、福島県公社等外郭団体点検評価委員会による点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

## 平成19年度の取組実績と今後の取組み

### 【目標 1 森林施業の見直し】

《平成19年度》

#### 1 第2次改善計画分期計画の見直し（公社）

「[改訂]第2次改善計画」（目標年度：平成25年度）の着実な実行を確保するため、「[改訂]第2次改善計画分期計画」（目標年度：平成21年度）を、平成19年5月に開催された理事会において承認を得た。

【計画どおり実施】

《平成20年度》

#### 1 [改訂]第2次改善計画分期計画の実行確保（公社）

林業公社経営改善進行管理委員会で分期計画の進行管理を行い、その結果をもとに理事会において着実な実行確保に向けた対策を講ずる。

### 【目標 2 抜本的な収支改善策の取り組み】

#### 1 公社管理費等の節減等（公社自らの改善策）（公社）

##### ア 人件費等管理費の節減

職員数の抑制や定期昇給額の縮減等により、管理費を縮減

年 度	年度節減額	年度節減額
計画額(A)	32,765 千円	34,118 千円
実績額(B)	42,693 千円	-
(B)-(A)	9,928 千円	-

注：H13年度の実績額（職員給与・旅費）を基準として、これに対する当年度支出額との差で積算している。

【計画どおり実施】

##### イ 森林施業の合理化

近接する団地での施業などの合併発注による諸経費の節減

区分		発注件数		経費節減額	
		年度	年度	年度	年度
計画(A)	集約前	550 件	500 件	21,000 千円	19,000 千円
	集約後	290 件	270 件		
実績(B)	集約前	465 件	-	25,376 千円	-
	集約後	188 件	-		
(B)-(A)	集約前	65	-	-	-
	集約後	102	-		

平成18年度において試行した一括発注（可能な地域において異なる事業種を年度内において一括して発注）については、総体的に事務の負担増となることから、19年度からは、合併発注による経費節減に、一層積極的に取り組むこととした。

【計画どおり実施】

ウ 立木販売等の増収対策

計画的かつ積極的に間伐を行い、間伐収入を確保

区 分	収入確保面積		間伐収入	
	年度	年度	年度	年度
計 画(A)	86ha	90ha	4,300 千円	4,500 千円
実 績(B)	124ha	-	4,421 千円	-
(B)-(A)	38ha	-	121 千円	-

【計画どおり実施】

エ 無利子資金の活用

無利子の森林整備活性化資金を積極的に活用

区 分	資金活用対象面積		資金活用額	
	年度	年度	年度	年度
計 画(A)	911ha	893ha	53,656 千円	50,571 千円
実 績(B)	1,307ha	-	60,966 千円	-
(B)-(A)	396ha	-	7,310 千円	-

【計画どおり実施】

オ 借入金利負担の軽減化

既往の借入金について低利な借換制度を積極的に活用

区 分	借換金額	
	年度	年度
計画額(A)	2,699,104 千円	-
実績額(B)	2,698,817 千円	-
(B)-(A)	287 千円	-

注：借換可能額については、満額借り換えた。（借換可能額の算定に用いる林業公社の森林施業計画対象森林に占める「水土保全林」の割合が、森林施業計画の更新（5カ年ごと）により減少したため、計画時点と借換実行時点で借換可能額が変動した。）

年度借換による利子負担軽減額：1,511,836 千円

～ 年度借換額累計による利子負担軽減額：4,251,893 千円(累計借換額:9,605,434 千円)

【計画どおり実施】

2 繰上償還等の実施（県の支援による改善策）(県・公社)

《平成19年度》

平成18年度に、利率3.5%超の農林漁業金融公庫借入金の繰上償還(2,177,383 千円)を実施し

たのに続き、平成19年度において、制度拡充により認められた、利率3.5%以上の借入金の繰上償還を実施した。

区 分	繰上償還額	
	年度	年度
計画額(A)	472,588 千円	-
実績額(B)	458,231 千円	-
(B)-(A)	14,357 千円	-

注：繰上償還可能額については、全額償還した。( 年度において、送電線下伐採等の補償金収入により任意の繰上償還を実施したため、年度の県の支援による繰上償還額は、計画額を下回った。)

繰上償還に係る最終利子負担軽減額：307,650 千円

， 繰上償還に係る最終利子負担軽減額：3,426,198 千円

【計画どおり実施】

《平成20年度》

計画なし

第2次改善計画の取組状況、分収契約変更等の状況を見極めながら、平成21年度以降に農林漁業金融公庫借入金の全額繰上償還の実施を検討することとされている。

### 3 造林分収契約の見直し(土地所有者の協力による改善策)(公社)

《平成19年度》

市町村有地に係る造林分収契約変更

平成18年度において該当8市町村の造林分収契約変更を計画したのに対し、市町村議会議決を得たのは、1市(田村市)のみであったことから、平成19年度においても、関係市町村への協力要請を行ったものの、議会の議決を得るには至らなかった。

【計画未達成】

土地所有者の権利調査

平成18年度において一般土地所有者の権利調査を完了する計画であったが、一部未完了であったことから、継続して調査を実施した。

区 分	契約件数	年度末 確認済件数	最終契約件数
市町村	49	49	49
財産区・生産森林組合等	282	282	284
共有林	455	455	409
個人	2,184	2,184	2,239
一般土地所有者計	2,921	2,921	2,932
計	2,970	2,970	2,981

注1：権利調査の結果、共有林から個人所有林への変更等により、区分ごとの契約件数が変動した。  
なお、最終契約件数は、平成20年1月末現在の概数であり、確定値については現在取りま

とめ中である。

注2：共有林については、現在の権利者代表を特定できた場合に確認済みとした。

【計画どおり実施】

一般土地所有者に係る造林分収契約変更

契約件数	契約変更計画件数	交渉件数	契約変更済件数
2,921	877	925	265

【計画未達成】

《平成20年度》

市町村有地に係る造林分収契約変更

平成19年度において市町村議会議決に至らなかった市町村に対し、引き続き協力要請を行う。

該当市町村数：7市町村

一般土地所有者に係る造林分収契約変更

土地所有者を対象に、説明会の開催や戸別訪問を実施することにより、契約変更を推進する。

契約変更計画件数： 計画未達成分 612件  
計画分 1,068件 計 1,680件

《公社の主たる事業である「分収造林事業」の概要》

公社による分収造林は、山村地域の資源の有効利用を図るため、「資金がない」「労力がない」といった事情で自営造林ができない森林に対して、公社が造林者、費用負担者となり、土地所有者と分収造林契約を結び、造林から伐採までの一切の作業を公社が行う仕組みである。

現在の分収契約期間（契約変更前）は60年間で、伐採後の売却収益を公社60%、土地所有者40%の割合（分収割合）で分配する契約となっている。

しかし、現在の分収割合を決定した当時は、木材価格の上昇が続き、林業作業員賃金単価も低い状況であったが、現在、木材価格は決定時の1/3以下（ピーク時の1/5以下）、林業作業員賃金単価は昭和48年の約7倍となっており、木材販売収入に多くを依存した経営は行き詰まることが予想される。

公社が経営する森林は、そのほとんどが保育・間伐等が必要な状況にあり、当分の間は収入が期待できず、経営面で厳しい状況にある。（林業は、資本の投資から回収まで極めて長期間を必要とする特質がある。）



団体名	(財)福島県きのこ振興センター	担当組織名	農林水産部 林業振興課
-----	-----------------	-------	-------------

**基本的方向を踏まえた改革目標**

**【目標 産地化促進実施計画等の推進と公社等の在り方等の見直し】**

県は、産地形成に向けて「産地化促進実施計画」等を策定し、計画的な実行と技術移転を推進するとともに、計画の進捗を踏まえ団体の育成、業務移管に取組み、平成23年度までに公社の在り方等の見直しを行う。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

財団法人福島県きのこ振興センター寄附行為における事業内容

- (1) きのこ類の振興に必要な栽培、加工及び流通に関する情報の収集と提供
- (2) きのこ生産者の栽培技術の向上を図るため専門的かつ高度な技術の普及指導
- (3) きのこ生産者相互の栽培技術向上のための意見交換の場の提供等、技術交流の促進
- (4) きのこ種菌及びきのこ類生産の原材料の検査及び検定
- (5) きのこ類の需要拡大を図るためのイベント開催
- (6) きのこ種菌の増殖及び供給
- (7) きのこ類の振興に必要な原種菌の保存
- (8) きのこ類の新しい栽培技術、原材料、生産資・機材及び新品種による生産の実証
- (9) センター施設の管理運営に関する事業の委託
- (10) その他きのこ類の振興のために必要な事業

**進 行 管 理 体 制**

農林水産部において関係部局との調整を適宜行いながら進行管理を行う。

運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

## 平成19年度の取組実績と今後の取組み

### 【目標 産地化促進実施計画等の推進と公社等の在り方等の見直し】

#### 《平成19年度の実績》

平成19年3月26日開催の「公社等外郭団体見直し部会」において決定された実行計画に基づき、以下の事項について取り組んだ。

#### 1 産地化促進実施計画の策定（県、公社）

県オリジナル品種による産地化を推進するため、「福島県オリジナル品種によるきのか産地化促進実施計画」を平成19年12月に策定した。

#### 「福島県オリジナル品種によるきのか産地化促進実施計画」の概要

登録品種（N1,N2）、登録申請品種（N3,N4）などの県オリジナル品種による産地化の促進  
産地化モデル地区20地区の設定

#### 実施計画におけるきのか振興センターの役割

県オリジナル品種の種菌や菌床等を増殖し、生産者へ安定的な供給を行う。

きのか振興センターが行う研修や生産者への現地指導等を活用し、農林事務所職員への技術移転を図る。  
情報誌の発行やHPにより、県オリジナル品種や栽培技術等に関する情報提供を行う。

【計画どおり実施】

#### 2 技術移転の推進（県、公社）

農林事務所主体の指導体制を確立するための基本方針を策定するとともに、その基本方針に基づいた年度別研修計画により、農林事務所への技術移転のための研修を実施した。

「きのか類生産技術指導体制の確立に関する基本方針」

「福島県きのか類生産技術研修実施要領」

「平成19年度きのか類生産技術研修計画」

平成19年度策定

福島県林業研修実施要綱に規定する林業普及指導員に対する研修において、林業研究センター及びきのか振興センターとの連携により、県オリジナル品種の栽培方法等のプログラムを実施した。

モデル地区において、きのか振興センターが実施する生産技術研修に農林事務所職員も参画し、県オリジナル品種栽培の技術移転に取り組んだ。（延べ52回）

【計画どおり実施】

#### 《平成20年度の取組み》

福島県オリジナル品種による産地化を推進するとともに、基本方針に基づいた年度計画を作成し、これまで公社が培ってきた技術について農林事務所への技術移転と栽培者への技術指導を連携して計画的に実施する。

・「きのか産地化促進検討会議」による産地化促進への取り組みの進行管理

開催時期：平成20年6月

・「平成20年度きのか類生産技術研修計画」

作成時期：平成20年5月

研修内容：新品種の栽培方法、新たな栽培技術等に関する技術研修

団体名	福島県住宅供給公社	担当組織名	土木部 建築住宅課
-----	-----------	-------	-----------

### 基本的方向を踏まえた改革目標（平成20年3月修正）

#### 【目標】 解散に向けた業務の整理及び清算法人のあり方の検討

住宅供給公社は、平成16年9月に策定（平成18年10月改訂）した「福島県住宅供給公社整理計画」に基づき、平成20年度末の解散に向けて着実に業務の整理を行うとともに、清算法人のあり方について検討を行う。

県は、計画の進捗状況の点検等を行いながら、必要な指導と支援を行う。

#### 《定款上の事業内容》

- 1 住宅の積立分譲を行うこと。
- 2 住宅の建設、賃貸、その他の管理及び譲渡を行うこと。
- 3 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
- 4 市街地においてこの地方公社が行う住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
- 5 住宅の用に供する宅地の造成とあわせて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行うことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
- 6 この地方公社が賃貸し、又は譲渡する住宅及びこの地方公社が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
- 7 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 8 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸のその他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに市街地においてみずから又は委託により行う住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行うこと。

#### 進行管理体制

土木部において公社と調整を図りながら進行管理を行う。

業務の整理状況など全般的な事項については、県が定期的に公社から報告を受け、必要に応じて助言等を行うとともに、清算法人のあり方については、随時、県と公社で協議を行っていく。

### 平成19年度の実績と今後の取組み

#### 【目標 解散に向けた業務の整理及び清算法人のあり方の検討】

- 1 解散に向けた業務の整理
  - ア 公社所有資産の処分（公社）

【計画どおり実施】

整理計画に基づき処分を行う。

公社所有資産の処分状況

資産の種類		平成19年3月末現在		平成19年度中の追加資産		平成19年度中の処分等実績		平成20年3月末現在	
		件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )
賃貸事業資産	土地	5	37,118.36	0	0	1	730.60	4	36,387.76
	建物	2	7,037.18	0	0	0	0	2	7,037.18
その他土地資産		6	27,735.46	5	41,426.65	6	23,029.59	5	46,132.52

平成19年度中の追加資産は、郡山東部ニュータウン分譲事業資産からの公共用地振替分

イ 長期割賦債権の回収等（公社）

【前倒しで実施】

整理計画期間内の確実な回収を図るとともに、公社解散後の管理・回収方法について検討を行う。

長期割賦債権（元金）の回収状況（単位：千円）

平成19年度中の回収予定額	平成19年度中の回収実績	平成19年度末残高
84,089	379,368	360,608

平成19年度予定額と実績額の差は繰上償還があったため

ウ 経常経費の節減（公社）

【前倒しで実施】

整理計画に基づき、経営合理化策として、諸経費の節減に努める。

役職員数（各年度4月1日現在）

年度	16年度	17年度	18年度	19年度(16年度比)	20年度目標(16年度比)
常勤役員	3名	2名	2名	2名(1名)	2名(1名)
常勤職員	22名	18名	14名	11名(11名)	13名(9名)

経費節減目標及び実績

（単位：千円）

	平成15年度	平成19年度		平成20年度	
	決算額(千円)	決算見込み額(千円)	15年度比	推計額(千円)	15年度比
常勤役職員人件費	249,186	99,794	40%	127,000	51%
共通経費事務費	23,963	14,262	60%	14,936	62%

エ 職員の処遇（公社、県）

【計画どおり実施】

整理計画に基づき、現公社職員の処遇についての支援を行う。

平成19年度の支援制度活用実績

「公社職員資格取得等支援制度」 1名

「民間コンサルティング会社のサービスを活用した再就職支援」 1名

2 清算法人のあり方の検討（公社、県）

【計画どおり実施】

長期割賦債権の回収状況、瑕疵担保責任対象件数や買戻特約登記の抹消の進捗状況等を踏まえ、清算法人の組織体制や存続期間等について検討を行う。

清算法人組織体制の想定（平成21年度）

	業務内容	人員数	備考
清算人	清算業務の総括	2名程度	
職員	清算人の補佐、清算実務の執行	4名程度	県派遣職員含む
監事	清算法人の監査	2名	うち1名公認会計士

団体名	福島県道路公社	担当組織名	土木部 道路計画課
-----	---------	-------	-----------

### 基本的方向を踏まえた改革目標

#### 【目標 1】観光有料道路の将来の管理方法等の検討

スカイライン等観光有料道路について、本県の重要な観光資源であること、山岳地帯の厳しい自然条件等により高額な維持管理経費を要すること等を踏まえ、将来の管理等の在り方について検討を行う。

#### 【目標 2】公社運営や組織体制の在り方についての検討・見直し

公社の目的、果たす役割、経営状況等を踏まえ、公社運営や組織体制の在り方について、抜本的な検討・見直しを行う。

#### 《定款上の事業内容》

- 1 福島県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路（高速自動車道国道を除く。）の新設改築、維持、修繕、道路法第 13 条第 1 項に規定する災害復旧その他の管理を行うこと。
- 2 国、地方公共団体、東日本高速道路株式会社若しくは他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づき、前号の道路の管理と密接な関連のある道路の管理を行い、又は委託に基づき道路の用に供する土地の造成を主たる目的とする土地区画整理事業を行うこと。
- 3 1号に規定する地域において、料金を徴することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。
- 4 1号の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所等の施設の建設及び管理を行うこと。
- 5 1～4号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 6 国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。
- 7 1号の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫等（以下「事務所等」という。）を建設し、及び管理すること。
- 8 委託に基づき、1号の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設し、管理すること。
- 9 7～8号に附帯する業務を行うこと。

### 進 行 管 理 体 制

専務理事を会長とする「経営計画マネジメント委員会」を設置し、外部専門委員（公認会計士、中小企業診断士）2名を加え、計画、実施、評価、改善のサイクルについて自主的な進行管理を行っている。

運営状況については、県が毎年度 1 回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的に受ける。

## 平成19年度の取組実績と今後の取組み

### 【目標1】観光有料道路の将来の管理方法等の検討

平成17年度に「福島県道路公社事業の在り方に関する懇談会」において、有料道路事業の事業主体として存続すると決定されたことを踏まえ、平成18年9月に「中期経営計画(18~20年度)」を策定し、計画的な事業の推進や経営体制の効率化に努めることとして、公社内に経営計画マネジメント委員会を設置し、経営改善を積極的に推進している。

平成19年度においては以下の取組みを実施した。

#### 構成員

公社4名(専務理事、常務理事、総務部長、  
工務部長)  
専門委員2名(公認会計士、中小企業診断士)  
幹事会:公社6名

#### 平成19年度取組実績

##### 1 有料道路事業の利用向上策(県、公社)

地域観光振興と一体となった事業の展開  
磐梯吾妻スカイラインの早期再開通

【計画どおり実施】

観光道路の魅力向上のための景観整備

【計画どおり実施】

スカイライン沿線の説明板及び駐車案内板の設置(1箇所)  
スカイライン吾妻八景標柱の立替・整備(2箇所)  
レークライン沿線の説明板及び駐車案内板の設置(1箇所)  
ゴールドライン幻の滝遊歩道及び案内板等の整備  
中津川遊歩道にベンチ設置(入口を路面表示))  
有料道路周辺見所発掘の検討(H19年度~)

PR活動による積極的な利用促進

【計画どおり実施】

新リーフレット活用による誘客活動

新聞や情報誌などへの広告掲載や積極的な情報提供

有料道路モニター委嘱による意見、要望の収集

道路情報板活用による情報提供

花見山会場でのPR活動(H19年度から継続実施)

船車券の活用を図るため旅行会社への季節限定割引の実施(H19年度~)

地域と連携したPR活動の実施(那須甲子、あぶくま)

オリジナルキャラクターの制作、愛称募集

「吾妻山の詩」CD化の検討、製作(H19年度~)

北関東圏でのPR活動(H19年度~)

スカイライン見所のチラシ印刷(H19年度)

その他収入増加策の検討(定期券、サービスデー等)(H19年度~)

## (1) 交通量

(単位：台)

年度		17	18	19	20
プール制道路	目標		346,258	346,258	346,258
	実績	342,258	330,466	323,312	
スカイライン	目標		128,872	128,872	128,872
	実績	124,872	118,005	127,757	
ゴールドライン	目標		109,439	109,439	109,439
	実績	109,439	105,576	99,012	
レークライン	目標		107,947	107,947	107,947
	実績	107,947	106,885	96,543	
那須甲子有料道路	目標		21,820	21,820	11,212
	実績	21,820	18,017	17,063	
あぶくま高原道路	目標		263,106	281,523	301,230
	実績	245,893	245,631	237,088	

## (2) 料金収入

(単位：千円)

年度		17	18	19	20
プール制道路	目標		386,325	386,325	386,325
	実績	380,147	369,905	363,124	
スカイライン	目標		203,792	203,792	203,792
	実績	197,613	188,556	199,902	
ゴールドライン	目標		81,270	81,270	81,270
	実績	81,271	79,426	73,181	
レークライン	目標		101,263	101,263	101,263
	実績	101,263	101,923	90,041	
那須甲子有料道路	目標		33,995	33,995	16,610
	実績	33,995	31,697	33,009	
あぶくま高原道路	目標		80,835	86,493	92,548
	実績	75,547	75,946	73,433	

有料道路の通行台数は、スカイラインを除き前年を下回った。スカイラインは平成17、18年度と霜降地区防災工事に伴う通行止めによる通行台数の減があったため増となったが、併せて18年度からの早期再開通のPR効果が徐々に現れ減少傾向に歯止めがかかった。しかし、ゴールドライン及びレークラインについては、ビューポイントにおいて成長した樹木により景観が阻害されるなど、観光道路としての魅力が損なわれていることが通行台数減の要因と考えられる。

## 2 プール制道路の防災対策及び施設更新(県、公社)

【計画どおり実施】

磐梯吾妻スカイライン霜降地区の現道対策の検討(L=517m C=1,155千円)

プール制道路施設の総点検の実施及び施設更新実施

スカイライン 地覆補修工 L=242m、ガードパイプ工 L=150m ガードケーブル工 L=420m  
C=29,570千円

ゴールドライン ガードケーブル工 L=855m C=7,790千円

レークライン 覆式ロックネット工 L=447m A=9,794m<sup>2</sup> C=63,590千円

ガードケーブル工 L=1,291m C=24,680千円

計 C=125,630 千円 (当初予算 165,145 千円)

3 有料駐車場の利用率向上策 (県、公社)

【計画どおり実施】

日吉跨線橋駐車場入庫希望の折込広告実施

稼働状況 (単位：台) 年間平均台数

年 度		1 7	1 8	1 9	2 0
あづま陸橋駐車場 (満車 71 台)	目標		71	71	71
	実績	71	71	71	
須川町駐車場 (満車 16 台)	目標		16	16	16
	実績	16	16	16	
杉妻町駐車場 (満車 147 台)	目標		147	147	147
	実績	147	147	147	
平跨線橋駐車場 (満車 22 台)	目標		22	22	22
	実績	22	22	22	
日吉跨線橋駐車場 (満車 34 台)	目標		22	24	26
	実績	20.4	21.3	15	
昭和大橋駐車場 (満車 49 台)	目標		49	39	44
	実績	27.7	49	25.5	
新白河駐車場 (満車 41 台)	目標		37	39	41
	実績	39.8	35.8	38.5	

日吉跨線橋駐車場及び昭和大橋駐車場は、複数台数契約者及び大口契約者の解約があったため、前年を大きく下回ることとなった。日吉跨線橋駐車場PRのための折込広告等を実施しているがなかなか成果が現われない。

4 その他 (県、公社)

【計画どおり実施】

維持管理有料道路制度の導入の検討

関係省庁に対する制度改正等の要望 (毎年度)

今後の取組み

観光有料道路の維持管理上の課題と将来の管理方法についての検討

・平成25年7月24日に料金徴収期限を迎える予定のスカイライン等プール3路線について、有料道路事業の継続を含めた将来の管理方法等について検討する。

検討内容

将来に向けた維持管理上の諸課題の整理

維持管理有料も含め有料道路事業の継続による維持管理の検討 等

【目標2】公社運営や組織体制の在り方についての検討・見直し

平成19年度の取組実績

平成18年9月に策定した「中期経営計画(18~20年度)」に基づき、公社運営や組織体制の在り



方について、経営改善に向けた積極的な見直しを実施した。

1 組織及び業務の見直し（県、公社）

職員数の見直し実施（H19年度実施）

【計画どおり実施】

人員配置計画と実績（単位：人）

年度		17	18	19	20
役員	計画	2	2	2	2
	実績	2	2	2	2
職員	計画	23	23	22	22
	実績	23	23	20	20

県派遣職員 15人 13人  
プロパー職員 6人 5人

給与抑制措置の実施（H20～H22年度）

2 管理業務の見直し（県、公社）

業務内容、発注方法等の見直しによるコスト縮減

【計画どおり実施】

あぶくま高原道路管理事務所警備の見直し実施（H19年度実施）

料金收受業務体制の見直し実施（H19年度実施）

社用車配備の見直し実施（H18,19年度に出先事務所 計2台減車）

H20年度車両更新時に現有車両の見直しを行い、1台減車実施予定  
（併せてハイブリッド車の導入検討）

入札方法、随意契約の見直しによる競争性の確保（H19年度実施）

条件付き一般競争入札の導入

複数の者からの見積徴取の拡大 50万円以上 10万円以上

料金收受業務委託料実績（単位：千円、%）

年度	17	18	19	20
プール制道路	41,287	44,537	31,928	
前年比		107.87	71.69	
那須甲子有料道路	12,617	13,291	10,782	
前年比		105.34	81.12	
あぶくま高原道路	21,181	22,152	16,817	
前年比		104.58	75.92	

事務経費の縮減

【計画どおり実施】

定期刊行物購読の見直し実施（H19年度実施）

超過勤務縮減計画の策定、実施及びノー残業デーの徹底

エコオフィス推進によるコスト縮減計画の策定、実施

臨時事務補助員の雇用月数の見直し（12ヶ月 10ヶ月）

料金收受業務体制の見直しなど、上記対策を実施するとともに、定期的な検討の場をもつことで職員の意識向上を図り、着実に成果に反映されている。

また、経営計画マネジメント委員会では中期経営計画の平成18年度における実施結果を検証・評価し、中期計画目標の達成に向け対策を確認した。

## 今後の取組

### 公社運営や組織体制の在り方についての検討・見直し

- ・ 関連事業の設計積算業務については、その在り方、規模等について引続き検討・見直しを行う。
- ・ 公社が自立的な事業展開を図るために、無料開放を迎えるプール制道路の今後の維持管理方法等に関する検討と併せ、組織体制の在り方、必要な人材の確保について検討・見直しを行う。

プロパー職員の規模、育成等の検討・見直し

県派遣職員の規模、組織体制の検討・見直し

団体名	財団法人福島県下水道公社	担当組織名	土木部 下水道課
-----	--------------	-------	----------

### 見直しの方向性を踏まえた改革目標（平成20年3月修正）

【目標】 民間一括委託方式への段階的移行を踏まえた、公社の組織体制の見直しと新規事業の検討  
 県は、流域下水道の維持管理業務について、民間活力の活用及び経費節減を図る観点から、当該業務の全般的な見直しを行い、段階的に民間一括委託方式に移行することを決定した。  
 今後、公社の役割分担を明確にしつつ組織体制の見直しを行いながら、さらなる下水道の普及・啓発と市町村支援業務の強化を図っていく。

#### 《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 下水道技術の調査・研究
- 2 下水道技術者の養成
- 3 県民に対する下水道知識の普及・啓発
- 4 流域下水道の維持管理業務等の受託
- 5 下水道に係る設計、監理等の受託
- 6 下水道に係る水質分析業務等の受託

### 進 行 管 理 体 制

実施項目1については、土木部において進行管理を行う。  
 2については、公社において進行管理を行う。  
 3については、公社が県と調整を図りながら検討を進めるとともに、進行管理を行う。  
 総括責任者：常務理事（総務）  
 副総括責任者：常務理事（業務）  
 公社の運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

### 平成19年度の取組実績と今後の取組み

【目標 民間一括委託方式への段階的移行を踏まえた、公社の組織体制の見直しと新規事業の検討】

1 今後の管理方式の検証（県）

ア 二本松処理区における民間一括委託方式の導入 【計画どおり実施】  
 流域下水道の維持管理業務について、二本松処理区において総合評価方式一般競争入札により、平成20年度から4年間の「民間一括委託」を導入することとした。  
 また、民間事業者が行う業務の履行確認については、技術力とノウハウを有する(財)福島県下水道公社に担わせることとした。

- ・平成19年10月 債務負担行為採決
- ・平成19年12月 入札公告

・平成20年 2月 総合評価審査委員会・契約締結・落札者、契約内容の公告

〔参考〕

「民間一括委託」…性能発注の考えを基に、施設の運転操作、保守点検等の詳細は民間事業者の裁量に任せ、電気・燃料・薬品等の調達及び少額の小規模修繕等も併せて委託する方式。コスト縮減、管理の効率化が期待される。

## イ 今後の取組み

民間一括委託方式を導入した二本松処理区における効果等を検証しながら、平成22年度に県中処理区、平成24年度までには県北及び田村処理区についても民間一括委託方式を拡大していく。

一方、民間一括委託は、全国的にも導入事例が少なく、安全安心の確保、コスト縮減効果、施設の延命効果などが十分に検証されているとは言えない。また、第三者機関としての(財)福島県下水道公社の役割はどうあるべきか、さらにそれらの問題・改善点を絞って最も優れた体制とする必要があるため、平成20年度に学識経験者及び流域下水道関係市町村の代表を構成員にした「民間一括制度評価委員会(仮称)」を設置し、制度を評価する。

## 2 検証内容等を踏まえた検討(公社)

### ア 下水道事業の普及向上と理解促進

【計画どおり実施】

市町村職員を対象とした下水道技術者の養成

- ・下水道維持管理研修会の開催 1回 60名参加
- ・市町村下水道事業担当職員研修会の開催(平成19年度～)
  - 初級研修 1回 17名参加
  - 中級研修 1回 11名参加
- ・市町村職員実務研修生の受入れ 1町1名

地域住民を対象とした普及啓発事業の実施

- ・下水道まつり 各処理区ごと1回開催、延べ入場者数 13,850人
- ・快適生活下水道フォーラムの開催 1回
- ・下水道ふれあいバス助成 19校 32台
- ・げすいどう文庫助成 26校 359冊
- ・地域下水道まつり支援 9市町 9件
- ・普及啓発活動に係る広報資材支援 10市町村 13件
- ・出前講座の実施 2校

## イ 今後の取組み

平成20年度からは、民間一括委託方式による「委託の履行確認」及び「県支援業務」に取り組むとともに、民間一括委託方式の評価等を踏まえ、今後の組織体制等の検討を行う。

また、県との役割分担を明確にし、県と連携を図りながら設立目的である下水道の普及・啓発を行う。さらに、設計積算等受託事業の見直しの検討を行うとともに、公益法人制度改革三法が平成20年12月に施行されるため、設立趣旨を踏まえ、在り方について検討を行う。

## 3 組織体制の見直しと新規事業の検討(県、公社)

流域下水道の維持管理業務の民間一括委託方式の段階的移行に伴い、委託業務及び公社が主体的に実施する新規事業の内容に合わせた組織体制としていく。

団体名	財団法人 福島県自然の家	担当組織名	教育庁 社会教育課
-----	--------------	-------	-----------

基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】 財団のあり方についての抜本的な見直しを行うため、公社等見直し部会において承認された方針に基づいた取り組みを行う。

- 1 事業の実施に伴う県派遣教職員の引き上げ及び新たな県教職員の派遣停止  
(平成20年度末)
- 2 財団の解散に向けた検討
- 3 1及び2を踏まえての自然の家の管理運営のあり方検討

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- (1) 福島県自然の家に関し、福島県から受託した業務の実施に関する事業
- (2) 福島県自然の家の利用促進に関する事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

進行管理体制

社会教育課が進行管理を行う。

## 平成19年度の取組実績と今後の取組み

### 【目標】 財団のあり方についての抜本的見直し

#### 1 平成19年度の取組実績

平成19年3月に策定した公社等見直しに関する実行計画に基づき、県直営も含め、施設運営に係る問題点や課題等を整理しながら、財団のあり方について抜本的な検討を行った。

検討は「財団を視点としたもの」と「施設を視点としたもの」に分けて行い、その結果を平成20年3月24日に開催された公社等見直し部会において報告し、承認された。

#### 【財団を視点として行った検討結果】

公社本来の自立的・独立的な経営促進を図り、指定管理者制度の適切な運用を図るため、平成20年度末をもって、事業の実施に伴う県派遣教職員を引き上げるとともに、新たな県教職員の派遣を停止する。

これにより、当該財団は法人としての主目的事業の実施が不可能となり、派遣県教職員が皆無となる平成20年度末をもって解散となることが見込まれる。

#### 【施設を視点として行った検討結果】

公の施設としての自然の家のあり方については、公社等外郭団体点検評価委員会から提言された、「極端に分かれる繁忙期・閑散期の対応、提供するサービスのあり方、受益者負担を原則とした利用料金の見直し」などを含め、次期指定管理者の公募の時期までに一定の結論を得るものとする。

#### 2 平成20年度以降の取組内容

公社等見直し部会(H20.3.24)で承認された方針に基づく取り組みを行う。

事業の実施に伴う県派遣教職員を引き上げるとともに、新たな県教職員の派遣を停止する。

(平成20年度末)

財団の解散に向けた事務処理及び諸課題の検討を行う。

事業の実施に伴う県派遣教職員の引き上げ及び新たな県教職員の派遣の停止

財団の解散

残余財産等の整理方法の検討

清算法人のあり方の検討

各種課題及び公の施設としての自然の家の管理運営のあり方の検討

社会教育課と関係機関とが連携を取りながら、 について早急に取り組んでいく。